

第4次土浦市行財政改革大綱

持続可能な行財政基盤の確立を目指して
～改革にゴールなし～

平成23年4月
土 浦 市

は じ め に

わが国の経済は、大企業においては改善の兆候がうかがえるものの、中小企業、中でも地方においては、いまだにそれを実感できない状況にあり、本市においても法人市民税をはじめ、市税の大幅な増収は困難な状況にあります。

さらに、3月11日に発生したマグニチュード9.0の東日本大震災は、東北から関東まで広範囲にわたり未曾有の被害をもたらし、その後に誘発された福島第1原子力発電所の事故による放射能汚染は、農業をはじめあらゆる方面へ甚大な損害をもたらしました。

一方、世界に目を転じますとギリシャの財政破綻による円高の影響や、チュニジアを発端としたエジプトをはじめとする、アフリカや中東諸国における民主化への動きが、不安定な政情を招き、それに伴う原油価格の上昇などが懸念される状況にあります。

また、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」によりますと、「義務付け・枠付けの見直し」、「基礎自治体への権限移譲」、「一括交付金の基本的な考え方」、「国の出先機関改革の基本的な考え方」などが打ち出され、国と地方自治体のあり方を新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、住民自らが主体となった改革の推進が明示されています。

このような中、進行する少子・高齢社会や人口減少社会に適切に対応し、市民一人ひとりの夢と希望が実現できる社会を構築していくためには、持続可能な行政経営が重要であり、継続的自立的な財政基盤の確立が喫緊の課題であると受け止めています。

こうしたことから、本市においては、昨年9月に県内ではじめてとなる「事業仕分け」を実施し、行財政改革の推進に向け、さらに拍車をかけたところであります。

そして、本年度、「市民の視点」「協働の視点」「健全財政の視点」の3つの視点の下、「1. 協働によるまちづくりの推進」「2. 持続可能な財政運営の推進」「3. 効率的・効果的な行政運営」「4. 機能的な組織・人材づくり」の4つの基本方針を定め、これまで実践してきた行財政改革を継承し、一段と加速するため、「持続可能な行財政基盤の確立を目指して～改革にゴールなし～」を基本理念とし、新たに第4次行財政改革大綱を策定いたしました。

この大綱を基本とし、引き続き市民の皆様との協働を柱に、めまぐるしく変化する社会経済情勢に柔軟に、迅速かつ的確に対応すると共に、時代の潮流を見極め「日本一住みやすいまち 土浦」の実現に向け、全庁体制の下、全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

結びに、新たな大綱の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議を賜りました行財政改革推進委員会委員の皆様から心からの感謝を申し上げます。

平成23年4月

土浦市長 中川 清

目 次

I 第4次土浦市行財政改革大綱策定にあたって

大綱策定の趣旨	1
社会経済情勢の変化	3
大綱の位置付け	5
大綱の推進期間	6
大綱の策定体制	7

II 第4次土浦市行財政改革大綱の基本的な考え方

基本理念	9
大綱の体系	10
改革の視点	11
改革の基本方針	12
改革の具体的な方策	14

資料編

「第4次土浦市行財政改革大綱」等についての提言	19
計画の策定経過	20
土浦市行財政改革推進委員会要綱	22
土浦市行財政改革推進委員会委員名簿	23
土浦市行財政改革推進本部規程	24
土浦市行財政改革推進本部構成員名簿	26

I **第4次土浦市行財政改革**
大綱策定にあたって

■ 大綱策定の趣旨

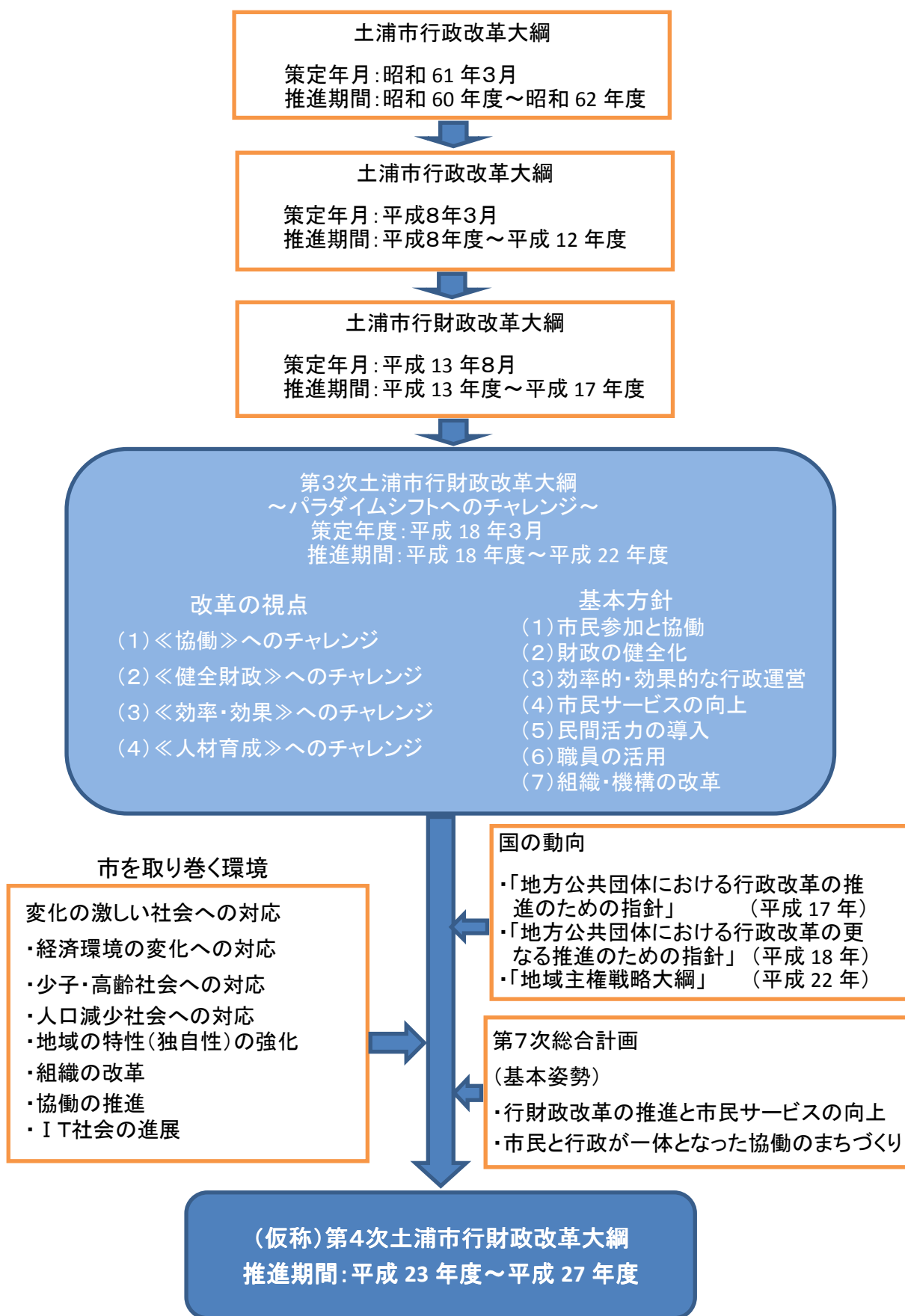
本市では、昭和61年3月に策定した「土浦市行政改革大綱」を皮切りに、平成8年3月に国の指針を受けて策定した「土浦市行政改革大綱」、また、平成13年8月には「効率的で開かれた市政運営をめざして」を基本理念とする「土浦市行財政改革大綱」と、その具体的な推進方策である行財政改革実施計画を策定し、全庁を挙げて行財政改革の推進を図り、大きな成果を挙げてきました。そして、平成18年4月には「パラダイムシフトへのチャレンジ」を基本理念とした「第3次土浦市行財政改革大綱」を策定し、「協働」「健全財政」「効率・効果」「人材育成」の4つの改革の視点と7つの基本方針のもと、より一層の行財政改革の推進に取り組んできました。

そのような中、国においては、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月通知）を策定し、「総人件費」「公共サービス改革」「公会計改革」の3つの項目について、「情報公開の徹底と住民監視」の下、一層の行政改革を推進するよう求めました。

さらに、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、「義務付け・枠付けの見直し」、「基礎自治体への権限移譲」、「一括交付金の基本的な考え方」、「国の出先機関改革の基本的な考え方」などが検討され、国と地方公共団体の関係を新たなパートナーシップの関係へ根本的に転換し、住民主体の発想に基づいた改革の推進が明示されています。

一方、我が国の景気の動向は、大企業においては改善の兆しがうかがえるものの、中小企業、中でも地方においては、いまだにそれを実感できない状況にあり、本市においても法人市民税を中心として市税収入の大幅な改善は見込めない状況です。

このような中、少子・高齢社会や人口減少社会の進展に対応し、市民一人ひとりの夢と希望を実現していくためには、持続可能な行政経営が重要であるとともに、継続的自立的な財政基盤を確立していくことが喫緊の課題であります。こうした現状を受け、「第3次土浦市行財政改革大綱」の計画期間の満了後、行財政改革に関する国の動向を踏まえつつ、上位計画である「第7次土浦市総合計画」の将来像を実現するための行財政運営の方向性を示す指針の一つとして、「(仮称)第4次土浦市行財政改革大綱」を策定するものです。



■ 社会経済情勢の変化

国の動向

- ◆平成17年に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」が総務省から示され、新たな行政改革大綱の策定または従来の行政改革大綱の見直しと集中改革プランの策定が全国の地方公共団体に求められました。
- ◆平成18年「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」において、「総人件費」「公共サービス改革」「公会計改革」の3点について、「情報公開の徹底と住民監視」の下に、より一層の行政改革の推進が求められました。
- ◆平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、「義務付け・枠付けの見直し」「基礎自治体への権限移譲」「一括交付金の基本的な考え方」「国の出先機関改革の基本的な考え方」などが検討され、国と地方公共団体の関係を新たなパートナーシップの関係へ根本的に転換し、住民主体の発想に基づいて改革を推進していくことが示されました。

市を取り巻く環境

- ◆経済環境の変化への対応
世界的な金融危機などの影響による、景気低迷と雇用情勢の悪化に柔軟に対応し、自立可能な財政基盤の確立が求められています。
- ◆少子・高齢社会への対応
少子・高齢社会の進展により、安心して子育てや介護等のニーズに対応できる地域社会の構築が求められています。
- ◆人口減少社会への対応
我が国は、少子化の進展にともない人口が減少に転じ、まさに「人口減少社会」へと移行してきており、本市においても人口減少社会への対応について対

策を講ずる必要があります。

◆地域の特性(独自性)の強化

「つちうら」の特徴を生かし、また新たに再発見し、全国に「つちうら」をアピールして行くことが求められています。

◆組織の改革

今後5年間で職員が200人以上退職する中にあり、効率的で機能的な組織の構築が不可欠となります。

◆協働の推進

多様化する住民ニーズに適切かつ迅速に対応するため、市民・NPO・事業者などとの協働の推進が重要となります。

◆IT社会の進展

事務の効率化と省資源化を図るため、電子自治体の更なる推進や、また、市民の利便性向上のため、セキュリティ認証制度を使った個人認証制度の充実が求められています。

第7次総合計画（基本姿勢）

◆行財政改革の推進と市民サービスの向上

民間企業の厳しさをもった新しい視点により市政を点検し、行財政改革を徹底して行うとともに、市民の満足度に基づいた市民サービスの向上に努めます。また、財源の確保に努めるとともに、健全で効率的な行財政運営を行います。

◆市民が行政と一体となった協働のまちづくり

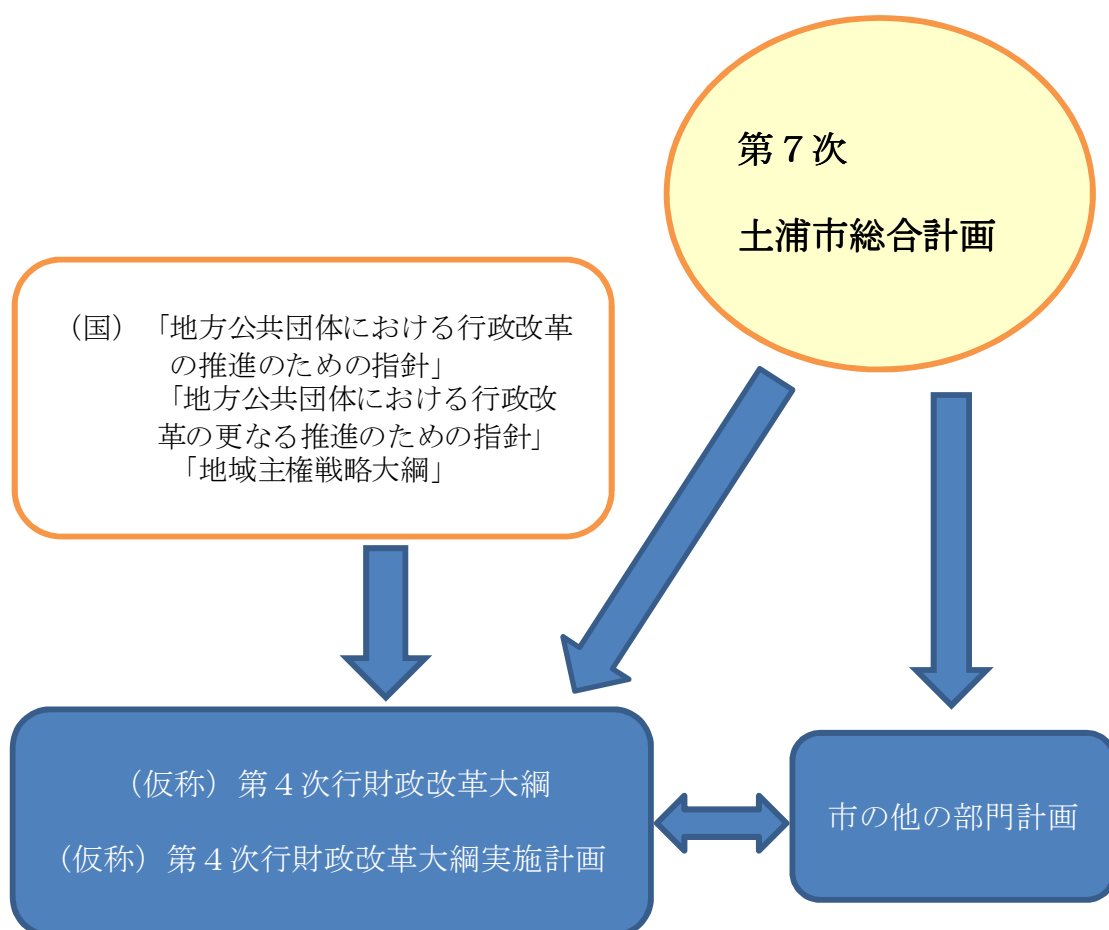
まちづくり市民会議や地区市民委員会、町内会、NPO、ボランティア、事業者など、多様な主体が、地域の問題に自ら取り組む環境づくりを進め、市民等と行政が一体となった協働のまちづくりを推進します。また、情報の提供や男女共同参画の推進、人権の尊重と平和の推進に努めます。

■ 大綱の位置付け

本大綱は、第7次土浦市総合計画を下支えする計画の一つであり、総合計画の基本理念を踏まえた「つちうら戦略プラン」の中において、重点事業として掲げており、計画推進の基本姿勢である「行財政改革の推進」を支えるものとして位置付けています。

そのため、本大綱は上記計画の理念や構想の下、他の部門別計画等との整合性を図っていく必要があります。

また、本大綱は、「行財政改革大綱」と「実施計画」で構成しております。「行財政改革大綱」は、本市の行財政改革の方向性を示したもので、それを具現化したものが「実施計画」であり、この中で個別具体の項目に取り組みます。



■ 大綱の推進期間

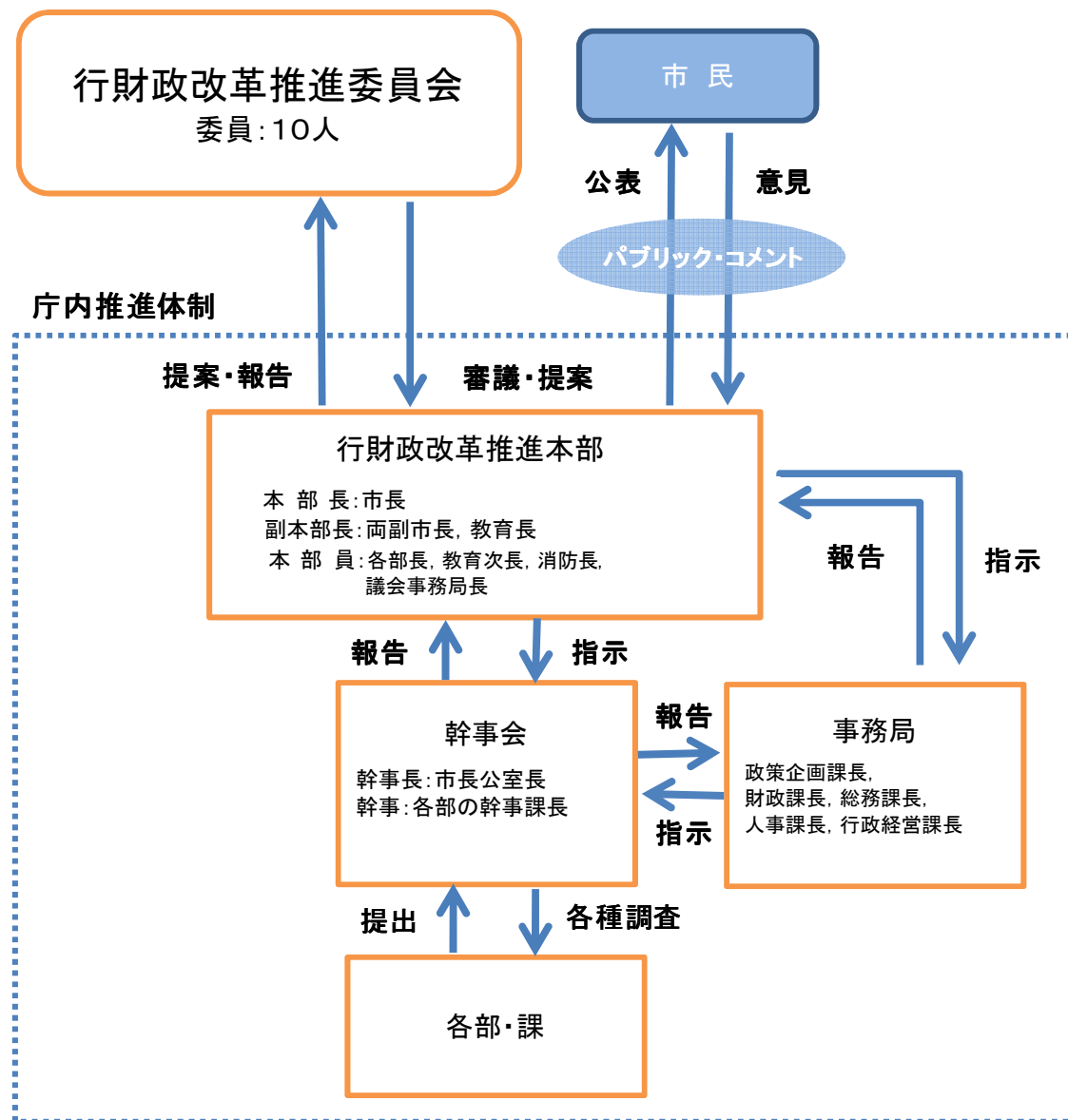
本大綱の推進期間は、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年間とします。

この期間内において、実施計画を推進し、毎年度その進捗状況について検証を行います。

	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
土浦市行財政改革大綱	第3次		第4次							
土浦市行財政改革大綱(実施計画)	第3次		第4次							
土浦市第7次総合計画	基本構想									
土浦市第7次総合計画(基本計画)	前期計画					後期計画				
土浦市第7次総合計画(実施計画)	3ヵ年実施計画									

■ 大綱の策定体制

本大綱の策定にあたっては、パブリック・コメントを実施するとともに、学識経験者や各種団体の代表者などからなる「行財政改革推進委員会」や、庁内検討組織となる「行財政改革推進本部」、「幹事会」などにおいて協議し、策定するものです。



Ⅱ

第4次土浦市行財政改革 大綱の基本的な考え方

■ 基本理念

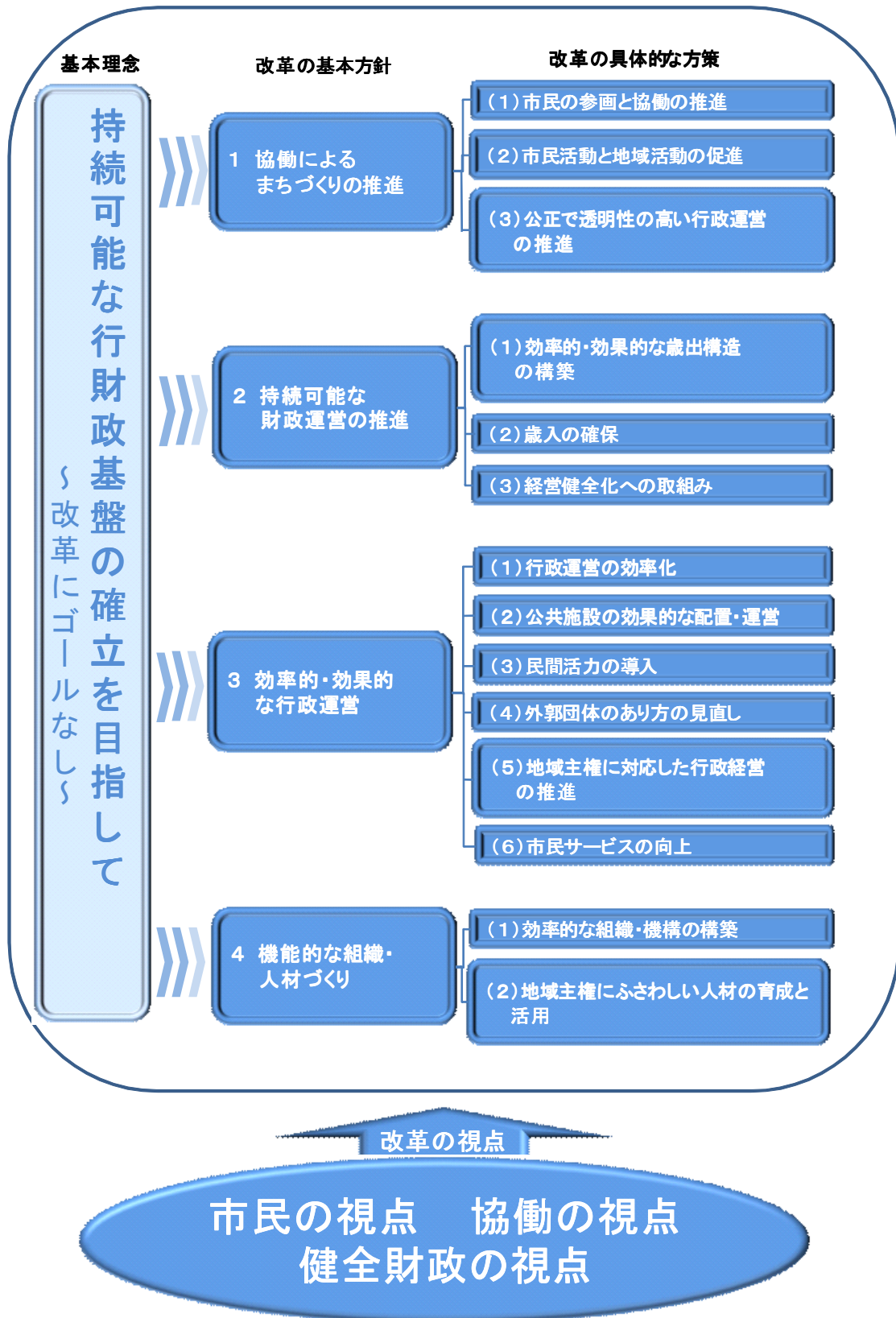
本市が目指す行財政改革は、不安定な社会経済情勢の中、財源の確保に努めながら、多様化する市民のニーズに的確かつ迅速に対応すると共に、継続的に質の高いサービスを提供するため、持続的・自立的な自治体経営が可能な行財政システムを構築することです。

そのためには、すべての職員が市民の目線に立ち、考え行動すると共に、日頃から「効率・効果」・「協働」を念頭に、コスト意識と「選択と集中」を心がけ、職務に取り組むことが大切です。

また、職務遂行に当たっては、透明性・公平性の確保に努めることは言うまでもなく、市民の信頼と協力を得ながら、それぞれの役割分担の下、一体となったまちづくりを推進します。

持続可能な行財政基盤の確立を目指して
～ 改革にゴールなし ～

■ 大綱の体系



■ 改革の視点

行財政改革の本来の目的は、限られた財源を効果的に活用し、市民満足度の高い市民サービスにいかに関わり付けていくかということにあります。

これを実現するため、以下の3つの視点により行財政改革を推進します。

市民の視点

行政運営の基本は、いかに最少の経費で最大の効果を挙げ、住民福祉の増進を実現していくかにあります。このため、常に市民の視点により、行政サービスの在り方や市民ニーズを的確に把握しながら、最も効率的な方法によって満足度の高い行政サービスを安定的に提供することが重要となります。

協働の視点

地域主権の行政経営が求められている中、「自分たちのまちを、自らが創る」といった意識の下に、まちの主人公である市民、団体、事業者と行政が相互にパートナーシップを確立し、それぞれの責務と役割分担により、市民協働のまちづくりを推進します。

健全財政の視点

「入るを量りて、出づるを制す」を財政運営の基本に据え、これまで行財政改革に取り組んできた結果、財政状況は健全な水準を維持しています。しかし、社会経済情勢はいまだ不安定で予断を許さない状況にあることから、将来にわたって自立的で持続可能な行財政基盤の確立を目指します。

■ 改革の基本方針

本市では第7次総合計画に掲げる将来都市像を実現するため、「行財政改革の推進と市民サービスの向上」、「市民と行政が一体となった協働のまちづくり」を基本姿勢として位置付けています。

これらの基本姿勢を具現化するためには、将来に渡り自立可能な財政基盤の確立が必要であり、限られた行政資源で最大の効果を上げることが重要です。

また、これらを強く推し進める原動力となる人材と組織が不可欠となることから、次の4項目を改革の基本方針と定め行財政改革の実現を目指します。

1 協働によるまちづくりの推進

2 持続可能な財政運営の推進

3 効率的・効果的な行政運営

4 機能的な組織・人材づくり

◆ 1 協働によるまちづくりの推進 ◆

これまでの市民との協働によるまちづくりの成果により、市民の間に「協働」の意識が定着し、各般にわたりその広がりを見せてきています。

一方で、すべてを行政に頼る体質が見受けられるのも事実です。

市民協働のまちづくりをより一層推進するためには、「市民と行政の協働」と、「市民相互の協働」の二つの協働が活発に展開される地域社会を築き上げることが大切であり、成熟した社会の実現に繋がります。

そこで、「自分たちのまちは、自らが創る」という意識の醸成を図り、市民と

行政が対等なパートナーとして、互いの立場や役割を尊重し、共に考え行動する「協働意識」の涵養に努めます。

また、「市民力」「地域力」の向上を図るため、地域のまちづくりをリードする人材の育成に取り組みます。

◆ 2 持続可能な財政運営の推進 ◆

先行き予断を許さない経済情勢の中、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するためには、持続可能で安定的な行財政基盤の確立が不可欠であり、税などの歳入確保の取組を強化するとともに、施策の優先順位の明確化と施策の厳選により歳出の抑制に努めます。

また、公平性の観点から、特定のサービスに対する応分な負担など、受益者負担の適正化についても幅広く検討します。

◆ 3 効率的・効果的な行政運営 ◆

地方公共団体の責務となる「最少の経費で最大の効果を上げる」という原則の下、多様化する市民ニーズや厳しい財政環境などに対応していくため、市民の視点に立った行政サービスの在り方を的確に把握しながら、事務事業の縮減や廃止を含め検証し、簡素で効率的・効果的な行政運営をより一層追求します。

また、効率化を図ることにより、環境負荷を低減し、地球環境の保全に努めます。

さらに、地域主権に対応した行政経営が求められている中、市の施策を時代の変化に応じて見直し、「選択と集中」の視点で経営資源を配分し効果的な市民サービスの向上を図ります。

◆ 4 機能的な組織・人材づくり ◆

新たな行政課題に対応するため、組織の整理統合を進め、弛むことのない簡素で効率的かつスリムな組織・機構の改革を推進します。

また、より高度化・多様化する行政課題に対して迅速かつ適切に対応するため、職員一人ひとりの能力・資質の向上を図るとともに、あわせて定員の適正化に努めます。

■ 改革の具体的な方策

基本方針 1

協働によるまちづくりの推進

改革の具体的な方策

(1) 市民の参画と協働の推進

これまで取り組んできた市民参画と協働をより一層推進するため、協働意識の更なる啓発を図ります。

市民との協働による事業については、市民の提案による事業化の展開を図るなど、協働事業の充実・拡大に努めます。

- より一層の市民協働意識の啓発
- 協働事業の充実・拡大

(2) 市民活動と地域活動の促進

地域で活躍している市民団体への情報提供や連携強化により、活動の充実を図るとともに、地域活動の促進のため、まちづくりをリードする人材の育成に努めます。

また、協働の担い手としてのNPOについては、法人化を促進するとともに協働・連携を進めます。

さらに、市役所職員も一市民として地域の市民活動に率先して参加することで、市民活動の活性化を促進します。

- 各市民活動団体の協働・連携
- NPO法人化の促進と連携

(3) 公正で透明性の高い行政運営の推進

市民ニーズを的確に把握するため、政策立案などの各段階において引き続きパブリックコメントを実施し、市民の意見や考えを市政に反映します。

また、施策や事業の情報等の発信を充実し、積極的な情報公開に努めます。

- ホームページによる情報提供の充実
- 市民ニーズの反映

基本方針 2

持続可能な財政運営の推進

改革の具体的な方策

(1) 効率的・効果的な歳出構造の構築

既存の事務事業の総点検により、実施方法の見直しや縮減・廃止を図るなど経常経費の縮減に努め、弾力的で持続可能な歳出構造を構築します。

- 経常経費の縮減
- 施策・事務事業の見直し

(2) 歳入の確保

社会経済状況の変化に対応し、柔軟で持続可能な行政サービスを提供していくためには、安定した財源や新たな財源の確保が重要です。このため、財源の根幹である市税について、課税のより一層の適正化を図るとともに、「市税滞納アクションプラン」に基づき、市民と行政が一丸となって市税滞納の一掃を目指した取組を進めます。

また、新たな歳入を確保する観点から、「売却などを含めた保有資産の有効活用」や広告収入等の拡充、各種使用料等の見直しによる受益者負担の適正化など、引き続き歳入の確保を図ります。

- 市税等の収納率の向上
- 保有財産の有効活用
- 広告収入等の拡充
- 受益者負担の適正化

(3) 経営健全化への取組み

これまでの行財政改革の取組により、本市の財政状況は健全な水準を維持しています。今後も中・長期的な視点で計画的な財政運営の堅持に努めます。

また、市債については、実質公債費比率やプライマリーバランスなどの各種指標に留意しつつ、「選択と集中」の視点で事業を厳選し、持続可能な財政運営に努めます。

- 健全財政の維持

基本方針 3

効率的・効果的な行政運営

改革の具体的な方策

(1) 行政運営の効率化

市が実施している事務事業について、事務手続きの更なる簡略化を図るとともに、行政評価による効率性・有効性・目的妥当性の検証を行い、事務事業の改善点・必要性を追求します。

業務の効率化・高度化や利便性の高い市民サービスの充実のため、情報通信技術を積極的に活用するとともに、情報関連経費の抑制に向け情報システムの最適化を図ります。

- 行政手続きの見直し
- 情報システムの効率的な活用

(2) 公共施設の効果的な配置・運営

公共施設については、地域の特性やバランスに配慮するとともに、中長期的な視野で市民ニーズを的確に捉え、適正な配置と整備を検討します。

また、公共施設の休館日や開館時間などについては、利用者の側に立った弾力的な施設運営を検討します。

- 公共施設の管理等の最適化
- 既存施設のあり方の見直し

(3) 民間活力の導入

これまで行政運営の効率化と行政サービスの向上を図るため、民間と行政の役割を明確にしたうえで、民間において担うことのできるサービスについては、委託や指定管理者制度を利用するなど民間活力の導入を図ってきました。今後も、引き続き効率的・効果的な行政運営の実現のため、事務事業の総点検により民間活力の更なる導入を進めます。

- 民間委託の拡充
- 指定管理者制度の積極的な活用

(4) 外郭団体のあり方の見直し

土地開発公社については、これまで経営健全化計画に基づき、計画的な買戻しにより保有土地を縮減し順調に健全化しております。今後も引き続きより一層の健全化を図ります。

また、市と密接な関係にある産業文化事業団や観光協会などについては、公益法人制度改革への対応を図るとともに、改めて団体の設立趣旨や今日的視点から求められる団体像を再確認し、今後の事業展開を見据えたうえ

で、適切な組織のあり方について検討します。

- 外郭団体の統廃合を含めた事業運営の見直し ○組織の活性化

(5) 地域主権に対応した行政経営の推進

地域主体の発想に基づいた改革の推進が、これまで以上に求められる時代にあつて、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任により地域の実情に見合った適切な施策等を講じます。

- 権限移譲への対応 ○近隣自治体との連携

(6) 市民サービスの向上

著しく変化する社会情勢の中、市民ニーズは常に変化し多様化しています。その市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、市民の視点に立ち、サービス水準と利便性の向上に取り組み、市民満足度の高いきめ細やかなサービスの提供を目指します。

- 窓口等市民サービスの充実 ○各施設の利便性の向上

基本方針 4

機能的な組織・人材づくり

改革の具体的な方策

(1) 効率的な組織・機構の構築

市民の行政に対するニーズはますます多様化・高度化しており、新たな行政課題に対して迅速かつ適切に対応することのできる組織が求められています。この目的を実現するため、各部課間の連携強化による円滑な事務処理の実現と組織の整理統合を進め、組織のスリム化・効率化を弛むことなく実施し、あわせて定員の適正化を図ります。

- 組織の統廃合 ○効率的・効果的な人員配置

(2) 地域主権にふさわしい人材の育成と活用

地域主権時代の到来にともない、自主性・自立性の高い行政運営を推進するため、それを支える「プロフェッショナル」な人材の育成を図ります。

また、コンプライアンスの徹底や組織・職責を越えた情報の共有化を図るとともに、知識・技術を確実に継承する体制を構築するなど、職員の資

質向上を図るための取組を行います。

- 人材育成機能の強化
- 職員力の向上

※コンプライアンス：法令遵守

資料編

■ 「第4次土浦市行財政改革大綱」等についての提言

平成23年4月27日

土浦市長 中川 清 殿

土浦市行財政改革推進委員会

委員長 田中 二郎

第4次土浦市行財政改革大綱及び実施計画について（提言）

土浦市行財政改革推進委員会においては、パラダイムシフトへのチャレンジを基本理念とした「第3次土浦市行財政改革大綱」が平成22年度に終了することから、市長より委嘱を受け、新たな大綱案等の策定を進めてまいりました。

このたび、第4次とする土浦市行財政改革大綱（案）及び実施計画（案）をまとめましたので、提出いたします。

新大綱を取りまとめるに当たっては、これまでの行財政改革の成果・課題やパブリックコメントに寄せられた市民の意見、さらには国の動向や市を取り巻く環境等を踏まえた上で、「持続可能な行財政基盤の確立を目指して」を基本理念に据え、「市民の視点」、「協働の視点」及び「健全財政の視点」の3つを改革の視点として掲げ、「協働によるまちづくりの推進」、「持続可能な財政運営の推進」、「効率的・効果的な行政運営」及び「機能的な組織・人材づくり」の4つを改革の基本方針といたしております。

本推進委員会では、この新大綱の基本理念の下、3つ改革の視点と4つの改革の方針に基づき市が行財政改革の取組を具体的に推進していくための指針として別に示しました実施計画（案）に基づき、市の行財政改革が積極的に推進されますよう要望いたします。

■ 計画の策定経過

開催日	会議	内容
平成22年 8月11日(水)	第1回 土浦市行財政改革推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな行財政改革大綱の策定の概要について ● 現在の行財政改革大綱の総括について ● 新たな行財政改革大綱の骨子(案)について
8月18日(水)	第1回 土浦市行財政改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな行財政改革大綱の策定の概要について ● 現在の行財政改革大綱の総括について ● 新たな行財政改革大綱の骨子(案)について ● その他 事業仕分けについて
11月 4日(木)	第2回 土浦市行財政改革推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回行財政改革推進委員会の主な意見・要望内容とその対応について ● (仮称)第4次土浦市行財政改革大綱(案)について ● (仮称)第4次土浦市行財政改革大綱実施計画の取組項目(案)について
11月29日(月)	第2回 土浦市行財政改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1回行財政改革推進委員会の主な意見・要望内容とその対応について ● (仮称)第4次土浦市行財政改革大綱(案)について ● その他 事業仕分けの結果について
平成23年 1月17日(月)	第3回 土浦市行財政改革推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回行財政改革推進委員会の主な意見とその対応について ● (仮称)第4次土浦市行財政改革大綱(案)について ● (仮称)第4次土浦市行財政改革大綱に伴う実施計画(案)について
1月28日(金)	第3回 土浦市行財政改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2回行財政改革推進委員会の主な意見とその対応について ● (仮称)第4次土浦市行財政改革大綱(案)について ● (仮称)第4次土浦市行財政改革大綱に伴う実施計画(案)について
2月 5日(土) ～ 2月28日(月)	パブリック・コメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政経営課, 情報公開室, 各支所・出張所, 各地区公民館及び市ホームページで公表 <ul style="list-style-type: none"> ・意見の提出者 2名 ・意見の件数 15件

3月22日(火)	第4回 土浦市行財政改革推進本部会議 (震災のため書面にて開催)	<ul style="list-style-type: none">● 第3回行財政改革推進委員会の主な意見とその対応について● (仮称)第4次土浦市行財政改革大綱(案)のパブリック・コメントの意見とその対応について● (仮称)第4次土浦市行財政改革大綱に伴う実施計画(案)について
3月28日(月)	第4回 土浦市行財政改革推進委員会 (震災のため書面にて開催)	<ul style="list-style-type: none">● 第3回行財政改革推進委員会の主な意見とその対応について● (仮称)第4次土浦市行財政改革大綱(案)のパブリック・コメントの意見とその対応について● 大綱の名称と副題について● (仮称)第4次土浦市行財政改革大綱に伴う実施計画(案)について● 実施計画の名称について
4月27日(水)	市長への提言書提出	<ul style="list-style-type: none">● 市長へ「第4次土浦市行財政改革大綱(案)」及び「第4次土浦市行財政改革大綱に伴う実施計画(案)」についての提言書提出

■ 土浦市行財政改革推進委員会要綱

土浦市行財政改革推進委員会要綱

平成7年5月10日
告示第52号

(目的及び設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な行財政システムの確立を推進するため、土浦市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項に関して、調査審議する。

- (1) 行財政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行財政改革大綱の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行財政改革に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、市民及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室行政経営課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（平成12年12月13日告示第136号）

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 この告示による改正前の土浦市行政改革推進委員会要綱の規定に基づく土浦市行政改革推進委員会及びその委員は、この告示による改正後の土浦市行財政改革推進委員会要綱の規定に基づく土浦市行財政改革推進委員会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

付 則（平成18年 2月28日告示第85号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（平成20年 3月31日告示第63号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成22年 5月31日告示第124号）

この告示は、公表の日から施行する。

■ 土浦市行財政改革推進委員会委員名簿

平成23年3月末日現在（敬称略）

役職名	氏名	所属・役職等
委員長	田中二郎	つくば国際大学産業社会学部教授
副委員長	吉田薫	(株)ヨシダ・アート社長
	小貫崇宏	(株)フルヤ金属土浦工場 工場管理部課長
	栗山律子	土浦商工会議所女性会副会長
	小林元治	日本労働組合総連合会茨城県連合会
	説田賢哉	関東信越税理士会土浦支部
	高橋仁美	つちうらネットプレス社長
	堀越礼	(社)土浦青年会議所 総務財務委員会総括幹事
	山田陽子	土浦市女性団体連絡協議会
	若林正博	(株)常陽銀行土浦支店長

■ 土浦市行財政改革推進本部規程

土浦市行財政改革推進本部規程

平成12年12月13日
訓令第11号

(設置)

第1条 本市の行財政改革を推進するため、土浦市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行財政改革実施計画（以下「実施計画」という。）の策定及び推進に関すること。
- (3) 土浦市行財政改革推進委員会に対し、実施計画の推進状況を報告すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、行財政改革に関し必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には、市長をもって充てる。
- 3 副本部長には、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部長は、本部の事務を総理し、本部の会議（以下「本部会」という。）の議長となる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長が、その職務を代理する。
- 6 本部員は、土浦市行政組織条例（昭和42年土浦市条例第22号）第2条に規定する部の長、教育次長、消防長及び議会事務局長の職にあるものをもって充てる。

(会議)

第4条 本部会は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部会に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 本部から付託された事項について調査検討するため、行財政改革推進部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の名称並びに部会長、幹事及び部会員の構成は、別表のとおりとする。
- 3 部会長は、部会を統括し、必要に応じ部会の会議を招集する。
- 4 幹事は、部会長を補佐し、部会の庶務を処理する。

(幹事会)

第6条 各部会間の連絡調整を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び前条第2項に規定する幹事をもって構成し、幹事長は、市長公室長の職にある本部員をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を統括し、必要に応じ幹事会の会議を招集する。

(事務局)

第7条 本部の事務を円滑かつ効率的に処理させるため、本部に事務局を置く。

- 2 事務局は、政策企画課長、行政経営課長、財政課長、総務部総務課長及び人事課長の職にある者をもって組織する。

(関係団体に対する取組要求)

第8条 本部長は、本市と関係する団体に対し、行財政改革の推進に関し必要な取組を求めるものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

- 付 則
(施行期日)
- この訓令は、公表の日から施行する。
(土浦市行政改革推進要領の廃止)
 - 土浦市行政改革推進要領(平成8年土浦市訓令第5号)は、廃止する。
付 則(平成13年12月28日訓令第15号)
この訓令は、公表の日から施行する。
付 則(平成19年3月30日訓令第4号)
(施行期日)
 - この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
(土浦市行財政改革推進本部規程の一部改正に伴う経過措置)
 - この訓令の施行の際改正法附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間に限り、第16条の規定による改正後の土浦市行財政改革推進本部規程第3条第3項の規定は適用せず、第16条の規定による改正前の土浦市行財政改革推進本部規程(以下この項において「旧訓令」という。)第3条第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧訓令第3条第3項中「助役」とあるのは「副市長」とする。

別表(第5条関係)

部会名	部会長	幹事	部会員
市長公室部会	市長公室長	政策企画課長	秘書課長, 行政経営課長, 財政課長, 広報広聴課長, 男女共同参画課長, 会計課長
総務部会	総務部長	総務課長	人事課長, 管財課長, 課税課長, 納税課長, 監査事務局長, 選挙管理委員会事務局書記次長
市民生活部会	市民生活部長	市民活動課長	生活安全課長, 市民課長, 環境保全課長, 環境衛生課長
保健福祉部会	保健福祉部長	社会福祉課長	障害福祉課長, こども福祉課長, 高齢福祉課長, 国保年金課長, 健康増進課長
産業部会	産業部長	商工観光課長	農林水産課長, 耕地課長, 公設地方卸売市場長, 農業委員会事務局長
建設部会	建設部長	道路課長	住宅営繕課長, 下水道課長, 水道課長
都市整備部会	都市整備部長	都市計画課長	建築指導課長, 公園街路課長
消防本部部会	消防長	消防次長	総務課長, 予防課長, 警防救急課長, 通信指令課長, 土浦消防署長, 荒川沖消防署長, 神立消防署長, 新治消防署長
教育委員会部会	教育次長	教育総務課長	学務課長, 生涯学習課長, 文化課長, 青少年課長, スポーツ振興課長, 指導課長
議会事務局部会	議会事務局長	議会事務局次長	

■ 土浦市行財政改革推進本部構成員名簿

		氏 名	備 考
本 部 会	本 部 長	中 川 清	(市 長)
	副本部長	瀧ヶ崎 洋之	(副市長)
	〃	五 頭 英 明	(副市長)
	〃	富 永 善 文	(教育長)
	本 部 員	小 泉 裕 司	(市長公室部会長)
	〃	久保庭 照 雄	(総務部会長)
	〃	羽 成 祐 一	(市民生活部会長)
	〃	湯 原 洋 一	(保健福祉部会長)
	〃	塙 佳 樹	(産業部会長)
	〃	木 村 庄 司	(建設部会長)
	〃	東 郷 和 男	(都市整備部会長)
〃	長 峰 辰 志	(教育委員会部会長)	
〃	青 山 良 夫	(消防本部部会長)	
〃	桜 井 久 夫	(議会事務局部会長)	
幹 事 会		塚 本 盛 夫	(市長公室部会幹事)
		須 田 能 功	(総務部会幹事)
		石 山 淳 一	(市民生活部会幹事)
		鈴 木 俊 文	(保健福祉部会幹事)
		大 里 雅 司	(産業部会幹事)
		川 並 邦 夫	(建設部会幹事)
		久保谷 秀 明	(都市整備部会幹事)
		桜 井 良 一	(教育委員会部会幹事)
		清 水 利 男	(消防本部部会幹事)
	大久保 稔	(議会事務局部会幹事)	
事 務 局		塚 本 盛 夫	(政策企画課長)
		小 柳 健 一	(財政課長)
		須 田 能 功	(総務課長)
		瀬 尾 洋 一	(人事課長)
		中 野 秀 彦	(行政経営課長)